

新	旧
<p><b>秋田県週休2日制工事に関する建設部運用</b></p> <p>秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。</p> <p>要綱第2条関係（定義） 1～2（略）</p> <p>要綱第3条関係（休日） 1（略）</p> <p>要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等） 1～4（略）</p> <p>要綱第5条関係（工事成績評定）（略）</p> <p>要綱第6条関係（工期変更） 1～2（略）</p> <p>要綱第7条関係（工事費の積算） 1～4（略）</p> <p>要綱第9条関係（その他） 1～3（略） 4（削除）</p> <p>附 則 この運用は、平成29年5月30日から施行する。 附 則（平成30年3月27日技管－997 一部改正） この運用は、平成30年3月27日から施行する。 附 則（平成30年10月15日技管－514 一部改正） この運用は、平成30年10月15日から施行する。 附 則（令和元年6月7日技管－169 一部改正） この運用は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－733 一部改正） 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。</p>	<p><b>秋田県週休2日制工事に関する建設部運用</b></p> <p>秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。</p> <p>要綱第2条関係（定義） 1～2（略）</p> <p>要綱第3条関係（休日） 1（略）</p> <p>要綱第4条関係（週休2日制工事の指定等） 1～4（略）</p> <p>要綱第5条関係（工事成績評定）（略）</p> <p>要綱第6条関係（工期変更） 1～2（略）</p> <p>要綱第7条関係（工事費の積算） 1～4（略）</p> <p>要綱第9条関係（その他） 1～3（略） 4 <u>発注者は、受注者に対し、別紙4を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。</u></p> <p>附 則 この運用は、平成29年5月30日から施行する。 附 則（平成30年3月27日技管－997 一部改正） この運用は、平成30年3月27日から施行する。 附 則（平成30年10月15日技管－514 一部改正） この運用は、平成30年10月15日から施行する。 附 則（令和元年6月7日技管－169 一部改正） この運用は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和2年3月13日技管－733 一部改正） 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正） 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。</p>

附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）  
この運用は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）  
この運用は、令和3年7月1日から施行する。  
附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）  
この運用は、令和3年10月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）  
この運用は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）  
この運用は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年9月1日技管-542 一部改正）  
この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）  
この運用は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）  
この運用は、令和3年7月1日から施行する。  
附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）  
この運用は、令和3年10月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）  
この運用は、令和4年4月1日から施行する。  
附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）  
この運用は、令和4年4月1日から施行する。

---

---